

令和6年度海老芋承継事業 募集要項

磐田が日本一を誇る特産品である海老芋の生産者育成及び生産量の増加を図るため、海老芋生産者として就農を希望する研修生を募集します。

1 募集人数

2名（書類審査・面接審査による選考）

2 応募条件

以下の条件を全て満たす方

- (1) 市内で海老芋栽培の研修を受講し、研修終了後の独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満である方
- (2) 市が認めた研修先で、おおむね1年以上研修を受け、かつ年間1,200時間以上の受講時間がある方
- (3) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない方
- (4) 就農後3年以上、市内で海老芋の生産者として農業に従事する方
- (5) 市内に居住している方（申請時及び研修期間中）
- (6) 市税を滞納していない方
- (7) 研修終了後2年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受ける方

3 応募方法

以下の書類を受付期間内に、直接または電子申請で磐田市農林水産課へ提出してください。

(1) 提出書類

- 研修計画承認申請書
- 履歴書

(2) 受付期間

令和6年3月25日（月）～ 令和6年4月3日（水）
（土・日曜を除く）
午前8時30分～午後5時15分の間

4 選考

○書類審査

○面接審査

5 研修内容

海老芋の栽培技術及び経営ノウハウ、営業スキル等を習得する。

6 研修場所

希望地区（竜洋・豊田・豊岡）の海老芋生産者の圃場

7 研修期間

令和6年4月15日（月）～11ヵ月（最長2年間）

8 参加費

研修内容により自己負担があります。

9 交付金

【県へ申請】新規就農者育成総合対策（就農準備資金）：11ヵ月：137.5万円（上限）

【市へ申請】磐田市海老芋承継事業費交付金：研修支援 11ヵ月：55万円

家賃補助 11ヵ月：27.5万円（上限）

10 その他

○研修期間中の生活資金として新規就農者育成総合対策（就農準備資金）と磐田市海老芋承継事業費交付金の申請をしていただきます。

○研修終了後に磐田市内で就農しなかった場合や研修を中止した場合には、交付金の返還を請求することがあります。

11 お問い合わせ

磐田市産業部農林水産課農林水産振興グループ

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

電話：0538-37-4813 F A X：0538-37-1184

E-mail：norin@city.iwata.lg.jp